

令和 5 年 5 月 2 5 日

○規則

宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則等の一部を改正する規則

宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 3 2 号

宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則等の一部を改正する規則

(宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則の一部改正)

**第 1 条** 宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事等の規制に関する規則（平成 1 2 年小田原市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第 1 条中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（）」に、「法」を「旧法」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 3 9 3 号）第 1 条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に、「政令」を「旧政令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 3 号）第 1 条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に、「省令」を「旧省令」に改める。

第 2 条第 1 項中「省令」を「旧省令」に改め、同条第 2 項中「法」を「旧法」に改める。

第 3 条中「法」を「旧法」に、「省令」を「旧省令」に、「政令第 1 7 条各号」を「旧政令第 1 7 条各号」に改める。

第 5 条中「政令」を「旧政令」に改める。

第 6 条及び第 7 条中「法」を「旧法」に改める。

第9条中「省令」を「旧省令」に、「法第8条第1項」を「旧法第8条第1項」に改める。

第10条中「法」を「旧法」に改める。

第11条中「省令」を「旧省令」に改める。

様式第1号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同様式備考に次のように加える。

- 5 「旧宅地造成等規制法」とは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）をいう。

様式第2号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同様式備考を同様式備考1とし、同様式備考に次のように加える。

- 2 「旧宅地造成等規制法」とは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）をいう。

様式第3号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

様式第5号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同様式備考を同様式備考1とし、同様式備考に次のように加える。

- 2 「旧宅地造成等規制法」とは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）をいう。

様式第6号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

（小田原市事務分掌に関する規則の一部改正）

**第2条** 小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条都市部開発審査課の事務分掌(2)中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅

地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）に改め、同課の事務分掌(10)中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

（小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部改正）

**第3条** 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則（平成16年小田原市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第6中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第14条」を「第17条」に改める。

（小田原市風致地区条例施行規則の一部改正）

**第4条** 小田原市風致地区条例施行規則（平成26年小田原市規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第11号及び様式第13号中備考を削る。

#### **附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。